

法人設立をお考えの事業主の皆様へ

法人化お手伝いします

法人化することで社会的信用が高まりさらにビジネスチャンスが広がる可能性があります！
しかし法人化の手続きは複雑で面倒・・・

法人化のお手続きリスト

- 法人代表印鑑の作成
- 定款の作成・認証
- 資本の払い込み
- 登記申請書の作成・登記申請
- 税務署・都道府県・市町村へ法人設立届等の作成と提出
- 社会保険の新規適用届・資格取得届の作成と提出



初めて聞く言葉や手続きばかり...
こんなにやることがあるとは...

上記に加えて従業員の方を雇用している場合は労災保険や雇用保険のお手続きがございます。
また付属するものとして法人名義口座の開設も必要となってまいります。

さらに実務では...

- 取引先へのご挨拶と準備
- 会社の封筒や様式の社名変更
- 各契約や振替口座の変更手続き
などなど・・・



ぜひ弊所にご相談ください！

弊所では・・・

1 専門知識を持ったスタッフが書類の作成から提出まで代行いたします！

→依頼者様にご理解いただけるよう、出来る限り分かりやすく説明させていただきます。

知らない間に手続きされていた...という心配はご無用です！！

2 もちろん提出後の各機関からの問い合わせにも対応致します！

3 司法書士・行政書士の先生のご紹介も可能！

→定款認証や登記申請については司法書士・行政書士の独占業務につき、
弊所で提携の信頼できる先生をご紹介致します（紹介料は頂きません）

4 顧問契約締結でその後の税務・労務手続きも弊所におまかせ！

→設立時から関与させていただくことで、より御社の事情を把握することが出来ますので、
適切な税務・労務・経営等のアドバイスが可能となります！

オンライン相談・面談も
受け付けております。



プロに依頼することで煩雑な手続きから解放されるだけでなく
長い目で見て会社を守ることに繋がります。

弊所へのご相談お待ちしております！

次ページでは法人化にあたり知っておきたい知識をご紹介します！



『節税になると聞いたので法人化...』 設立の前に手間・資金負担・違いをチェックください!!

順調に事業が軌道に乗り、法人化をお考えの事業主の方も多いのではないのでしょうか？法人化することで節税になるという話はよく耳にしますが、その他実際にどんなメリット・デメリットがあるのかどんな手続きを行うのかをご紹介します。

法人化の前に！法人化のメリット・デメリットを確認！

メリット	デメリット
<p>①社会的信用がグッとUP↑ →信用性が高まることで金融機関での資金調達や各社との取引が有利になることも！</p> <p>②役員報酬が経費扱い可能に！ →給与は給与所得控除による所得圧縮が大きい!!</p> <p>③家族従業員の給与・退職金の支給が可能に！ →退職金は代表者様も家族従業員にも支給可能となり、常識範囲内ならば経費となります。</p> <p>④生命保険料も一部経費として計上可能に！</p> <p>⑤相続対策（名義変更の手間省略など） →個人で不動産などの財産を保有するよりも、法人で保有し株式化とする方が節税となることも...!</p> <p>⑥赤字の繰越（黒字と相殺可能）控除期間が長い！ →個人は最長3年のところ、法人は10年!!!</p> <p>⑦法人代表者は社会保険へ被保険者となります！</p> <p>⑧比例税率のため所得税より節税余地があります。</p>	<p>①記帳業務や申告が個人事業主の場合より複雑... →申告先や付属書類が多い（下記参照ください）</p> <p>②交際費に限度があります →経費算入800万円の限度額が存在します。 ※大法人の場合は原則損金算入不可!!</p> <p>③各種経費の負担が増加 →例えば法人化にあたり社会保険の加入が必須となりますので毎月の保険料負担が発生します。また法人化に当たっては登記の都度登録免許税など登記費用のお支払いも必要です。会計ソフト料金、税理士報酬も通常増加します。</p> <p>④税務調査が多い... →日ごろからきちんと書類の管整整頓をしておくことが大切です☆</p> <p>⑤法人から個人へ給与額を超える資金供与が不利益に。 →代表者でも別人格ですので自由な持ち出しは×</p>

法人化後は個人事業主とこんなにも違います!!

提出・作成資料が増えます！

★法人税確定申告における作成必要書類

法人税申告書の別表や附属書類として沢山の書類が必要です

✦ 法人税の計算書、株主一覧、所得計算書類、利益積立金等、減価償却資産明細 など・・・
そのほか、各資産名目の期末残高、役員報酬、地代、雑収入などの各科目の内訳書

★決算報告書

①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本変動計算書 ④注記表

★法人事業概況説明書

★地方税申告書（都道府県・市町村）

※赤字でも生ずる年間7万円の均等割(地域により金額が異なります)

役員報酬の支給が経費として計上されます！

★役員報酬の注意点（一般的な給与と大きく異なります!）

生活資金拠出手段が役員報酬（給与所得）扱いに

- ・1年を通して毎月の定期定額というルールが鉄則です
- ・給与以上の私的な持ち出しは大変な不利益と疑われます
(法人からの貸付金扱いとなり利息分の税金増加、金融機関の印象悪に)

★ご家族の給与

- ・個人・・・その事業について専従している方のみ支給が認められる（掛け持ちは基本NG）
- ・法人・・・役員配偶者の場合は役員と同じ縛りがありますが専従でなくてもOK



法人特有のメリットもたくさんありますが、書類整理や制度の理解は専門的で大変です。「節税」という言葉尻だけでなく資金面・手間の面からも専門家への相談を推奨します！

※記載内容はフジハラ税理士社労士事務所の見解となります。具体的内容は税理士ご確認のうえ判断下さい。



フジハラ税理士社労士事務所

〒270-2253 千葉県松戸市日暮5丁目189ジュネバレス松戸第22-201

営業時間...月～金 9:00～17:30

休業日...土曜日、日曜日、祝祭日、8月12日～16日、12月29日～1月3日